

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人豊生会

老人デイサービスセンター福楽園

通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 100 条の 10 に基づく虐待の防止のための指針を以下のように定める。

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。

当センターでは、同法の趣旨を踏まえ、または介護保険法が掲げる『尊厳の保持と自立支援』という目的を達成し、当センターが掲げる理念『敬いの心と行動』を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのため具体的な組織体制、取組内容について、本指針に定めるとともに運営規程第 19 条に明示します。なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき当センターでは『高齢者虐待』を次のような行為として整理します。また、当センターのサービス内容及び社会的意義に鑑み、当センター職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても『虐待等』として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型（養介護施設従事者等によるもの）】

○身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。

○介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

○心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。

○経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 高齢者虐待防止委員会その他センター内の組織に関する事項

1) 高齢者虐待防止委員会の設置

通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第 100 条の 10 に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として『高齢者虐待防止委員会』（以下委員会）を設置します。

2) 委員会の組織

委員会の構成員は経営層、各係所属長とします。また外部有識者（協力医療機関の医師、弁護士、社会福祉士等の専門職）を必要に応じて委員会に招集することとします。委員会の責任者として委員長を置き、これを経営層が努

め、『虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者』とします。その他、各構成員の役割は以下のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

経営層

委員長（責任者）、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者。

相談係

利用者・家族等への説明、相談対応、虐待防止措置の周知、進捗管理。

介護係・業務係、看護職員（照会による）

虐待防止措置の周知、進捗管理。

医療的ケアに関する検討、医師招集の要否検討。

外部有識者

第三者かつ専門家の観点からの助言。

3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき4回/年 定期に開催するとともに必要に応じて随時開催します。

4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに必要な取組事項を決定します。

- (1) 高齢者虐待防止委員会その他センター内の組織に関すること。
- (2) 虐待防止のための指針の整備、見直しに関すること。
- (3) 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること。
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各係に回覧するなどして周知徹底を図ります。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を年2回実施します。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は高齢者虐待防止委員会により定めます。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識。
- (2) 本指針及び『高齢者虐待のサイン』の内容に基づく取り組み方法。
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法。
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項。

4) 研修記録

研修の実施回数ごとに、研修報告書を作成し保管・管理します。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。

また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに欠席者に対しては後日、伝達研修を行い、その結果を研修報告書に含めます。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、すみやかにあきる野市の窓口へ連絡します。また、養護者による虐待である場合には、あきる野市地域包括支援センターへ連絡します。なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

【市町村等への通報窓口】

あきる野市役所健康福祉部高齢者支援課高齢者支援係 養護者によるもの（電話：042-558-1111 内線 2637）

あきる野市役所健康福祉部高齢者支援課介護保険係 養介護施設従事者によるもの（電話：042-558-1111 内線 2634）

日の出町いきいき健康課高齢者支援係 養護者によるもの（電話：042-588-5368）

日の出町いきいき健康課介護保険係 養介護施設従事者によるもの（電話：042-588-5410）

高齢者はつらつセンター（電話：042-550-6101）

五日市はつらつセンター（電話：042-569-8101）

日の出町包括支援センター（電話：042-597-2200）

2) センター内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式（〇〇〇）を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。報告を受けた委員長（経営層）は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保。
- (2) 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報。
- (3) 法人本部、家族等への報告（第一報）。
- (4) 関係職員等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認。
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定。
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行。
- (7) 関係者への報告（第二報以降適時）。
- (8) 必要に応じた懲罰委員会への報告。
- (9) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4.1) 及び2) に準じます。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、あきる野市役所及びあきる野市社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接あきる野市役所等に連絡し、対応について相談します。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当センターにおいて包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当センター職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、センター内に掲示するとともに当法人ウェブサイトにも掲載します。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 『高齢者虐待のサイン』の活用

2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

社会福祉協議会等の機関が開催する外部研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を図ります。

10 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11 附則

この指針は、令和5年5月28日より施行する。

高齢者虐待のサイン

高齢者の様子

- 不自然なアザや、やけどのあとが見られる。
- 汚れたり破れた衣類を着ていたり、異臭がする。
- 天気が悪いのに、長時間家の外で過ごしている。
- デイサービスなどを利用したとき『帰りたくない』などの発言がある。
- 必要と思われる診療や介護保険サービスを受けていない。
- 年金や財産収入等があるにもかかわらずお金がないと訴える。
- 体重が不自然に増えたり減ったりする。
- 体を委縮させる、急に怯えたり恐ろしがったりする。
- 最近姿をみない。

養護者の様子

- 世話や介護に拒否的な発言がある。高齢者に対する冷淡な態度や無関心。
- 高齢者に会わせない。近所付き合いがない。
- 介護疲れや病気などつらい様子が伺える。
- 経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してはお金をかけようとしない。

家庭の様子

- 郵便受けや玄関先等が手紙や新聞で一杯になっている。
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえてくる。
- 部屋の中に衣類や食べ残しが散乱していて非衛生的である。
- 高齢者の部屋に外から鍵がかけられている。
- 電気やガスが止められている。

その他

- 家族と同居している高齢者がスーパー等で一人分のお弁当を買っている。
- 高齢者が道路に座り込んでいたり徘徊している姿が見られる。